

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

彦根市監査委員 内堀 喜代治

彦根市監査委員 西川 正義

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成25年1月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
1月8日	選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 議会事務局
1月10日	企画課 経営改革推進室 まちづくり推進室
1月17日	観光振興課 コンベンションサービス室 交通対策課
1月24日	建築指導課 市街地整備課 建設管理課
1月31日	都市計画課 景観・まちなみ保全室 道路河川課 国・県事業対策室

2 監査の方法

各所属とも、平成24年度(平成24年11月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

観光振興課における観光駐車場の指定管理については、指定管理事業者が決定したあとで供用時間を短縮しているが、これは公募における公平性を損なうことになりかねないので適切に実施されたい。また、条例に定める供用時間と実際の運用時間との相違について整理されたい。

観光事業等に対する補助金については、補助金の交付時期を逸したものがあるので、事業完了後は速やかに補助事業者から実績報告書等を提出させ、交付の手続きをされたい。

観光行催事事業の委託契約については、具体的な委託内容を契約書に明記されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。